

第2号様式（第5条関係）

三沢市高齢者ほっとワーク見守り隊事業覚書

三沢市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、三沢市高齢者ほっとワーク見守り隊事業実施要綱（以下「要綱」という。）に規定する三沢市高齢者ほっとワーク見守り隊事業（以下「事業」という。）の実施に関して、要綱第5条第1項の規定に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

- 第1条 この覚書は、甲と乙が協力し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者に対する見守りを行うことにより地域福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 2 この覚書は、前項の目的を達成するため、事業の実施に関し、要綱に定める事項のほか、必要な事項を定めるものとする。

（活動の地域）

- 第2条 この覚書の対象となる地域は、三沢市内において乙が日常的に業務を行う地域とする。

（事業の内容）

- 第3条 乙は、市内において業務中に、地域の高齢者に対し、対象者を限定せず「さりげない見守り」を行い、何らかの異変を発見した場合に、業務に支障のない範囲で、甲へ連絡を行うものとする。
- 2 前項の場合において、当該連絡にかかる費用は、乙の負担とする。
- 3 乙から連絡を受けた甲は、乙より提供された情報と、甲の業務にて蓄積された高齢者の情報を照らし合わせた上で、当該高齢者の状況を確認する。
- 4 乙が甲へ連絡する高齢者に対する見守りに係る情報は、異変を確認した状況等とする。

（見守り協力者名簿の登録）

- 第4条 甲は、この覚書の締結をもって乙を見守り協力事業者名簿に登載するものとする。

（公表）

- 第5条 甲は、乙の名称等を見守り協力事業者として、甲のホームページ等により公表する。ただし、乙が公表を希望しない場合は、この限りではない。

(免責)

第6条 乙は、第3条第1項の連絡ができなかった場合又は遅れた場合であっても高齢者の世帯等に生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

(個人情報の保護)

第7条 甲と乙は、事業に関して知り得た個人情報を、他に漏らしてはならない。
2 甲と乙は、事業に関して知り得た個人情報を事業以外の目的で利用してはならない。

(協議)

第8条 この覚書に定めのない事項は、その都度双方の協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から年度末までとする。
2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙いずれも特段の申出がない場合は、有効期間を1年更新するものとし、その後も同様とする。

(本覚書の有効終了)

第10条 乙は、甲に対する申し入れによって、本覚書の効力を終了することができる。
2 甲は、乙が事業に協力するにあたり、要綱若しくは本覚書の規定に違反したとき、又は不適當な事由があると認めるときは、乙に対する申し入れによって本覚書を破棄することができる。

この覚書を証するため、本書2通作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 三沢市桜町1丁目1番38号
三沢市長 小檜山 吉紀

乙